附属機関等の運営状況調査（２０２３年１２月１日現在）

№	組織選択	審議会名	分類	設置根拠	（設置根拠がその他の場合）	関連法令	設置年月日	終了年月日	所掌事務	任期（年）	最多の任用回数	委員等定数（人）	実委員数（人）	学識経験者	関係団体の代表	公募市民	県議会議員	市議会議員	市職員	その他	性別 男性	性別 女性	性別 女性率（%）	委員選出根拠	公募市民を選任しない理由	市議会議員又は市職員の選任理由	報酬等の有無	報酬等の金額（１委員１回あたり）	2022年度会議開催回数	非公開（一部非公開）とした会議回数	非公開とした場合、その理由	資料送付	委員の出席率	運営状況	2022年度停聴者数（通年）	停聴者の定数	停聴者の定数「有」の場合の人数	停聴者の定数「有」の場合の理由	会議録の作成方法	会議録の作成者	会議録の公表時期（会議録概要）	会議録の公表時期（会議録）	会議録の公表時期（会議録）（会議録の公表が45日を過ぎる場合の理由）	同一案件の他の審議会等の有無	左記が「有」の場合、その名称	整理統合の可否	整理統合の具体的な内容	整理統合不可の理由（統合不可の場合のみ）	その他
1	こども政策課	茅ヶ崎市子ども・子育て会議	附属機関	法により任意に設置	-	子ども・子育て支援法（第72条）	2013/7/1		行政機関以外の者が家庭的保育事業等を行うための市長の認可、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更するために必要な事項及び子ども・子育て支援に関する施策の推進について審議する。	2	3	18	16	1	12	3	0	0	0	0	8	8	50	茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例第２条	-	-	あり（報酬）	会長10,000円 委員8,000円	3	0	-		一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	2	定数を設けていない	-	-	全文起こし	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	-	無	-	不可	-	設置目的及び所掌事務が重複又は類似した審議会が存在しないため	
2	保育課	保育所設置者等選定委員会	附属機関	市で任意に設置	-	茅ヶ崎市附属機関設置条例	2016/7/1		保育所を設置しようとする者又は小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。）を行おうとする者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。	2	3	5	3	2	0	0	0	0	0	1	1	2	67	茅ヶ崎市附属機関設置条例	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	-	あり（報酬）	10,000円	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	-	不可	-	所掌事項が同様な審議会等がないため	
3	青少年課	放課後児童健全育成事業者選定委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2018/4/1		放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行おうとする者の選定に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	2	3	5	3	2	0	0	0	0	0	1	0	3	100	茅ヶ崎市附属機関設置条例	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	-	あり（報酬）	10,000円	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	-	不可	-	設置目的及び所掌事務が重複又は類似した審議会が存在しないため	
4	学校教育指導課	茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2014/6/30		（茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則第2条） 調査会は、いじめの防止等（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第1条に規定するいじめの防止等をいう。）のための対策に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するとともに、教育委員会の諮問に応じて法第28条第1項の調査を行い、その結果を答申するものとする。	2	2	10	9	5	1	0	0	0	0	3	6	3	33	（茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則第3条） 調査会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)茅ヶ崎市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の児童及び生徒の保護者 (2)学識経験を有する者 (3)関係行政機関の職員 (4)学校の校長	その他	-	あり（報酬）	13,000円	2(定例会)	0	茅ヶ崎市情報公開条例第５条第１号	全て当日配布	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	撮録	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	-	無	-	不可	-	いじめ防止に係る適切な措置・対策を講じるためには、審議会として独立して位置づけることが必要である。	
5	学校教育指導課	茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2007/4/1		（茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会規則第2条） 委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条の第１項の規定に基づく教科用図書の採択に関し、教育委員会の諮問に応じて調査検討し、その結果を答申するものとする。	調査検討の必要な期間	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	（茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会規則第3条） 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者 (2)市立の小学校及び中学校の校長及び教員 委員は、その諮問に係る事項の調査検討が終了したとき、解嘱され、又は解任されるものとする。	その他	-	あり（報酬）	9,000円	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	-	不可	-	教科書採択の公平性と公正性を確保するためには、審議会として独立して位置づけることが必要である。	
6	学校教育指導課	茅ヶ崎市就学指導委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2007/7/1		（茅ヶ崎市就学指導委員会規則第2条） 委員会は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第18条の２の規定に基づき、障害のある児童生徒等の就学につき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申するものとする。	2	5	14	14	4	0	0	0	0	1	9	8	6	43	（茅ヶ崎市就学指導委員会規則第3条） 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)医師 (2)学識経験を有する者 (3)関係行政機関の職員 (4)市立の小学校及び中学校の校長及び教員 (5)市の職員で児童福祉に関する事務を担当するもの	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	法令等で定められているため	あり（報酬）	9,000円	8	8	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	一定の資料を直前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	-	-	-	-	撮録	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	-	無	-	不可	-	障害のある学齢児童・生徒の適切な教育措置を講じるためには、審議会として独立して位置づけることが必要である。	
7	社会教育課	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業検討委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2004/4/1		ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	2	4	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	あり（報酬）	5,000円	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	-	不可	-	統合対象となりうる組織がないため。	2011年8月1日(休止) 同審議会の平成23年8月18日付答申「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の推進体制について」により、事業スケールを広げ、多くの市民が得意分野を生かして活躍・活動ができるようになることを目指した「指針」の改訂を行った。 同答申及び「指針」の改定により、審議会を発展的休止、市民と行政による協働事業推進体制「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館アクションプロジェクト」を立ち上げ、平成24年度以降事業を展開。
8	社会教育課	茅ヶ崎市社会教育委員の会議	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法（第15条）	1950/4/1		社会教育法に基づく社会教育に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	3	10	10	2	7	0	0	0	0	1	3	7	70	社会教育委員条例第2条	委員資格に関し法令等で特別の条件が付されているため	-	あり（報酬）	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	撮録	正規職員が作成	１週間以内に公表	４５日以内に公表	-	無	-	不可	-	社会教育法第17条に社会教育委員の職務が規定されており、他の審議会で重なる職務がないため。	
9	社会教育課	茅ヶ崎市文化財保護審議会	附属機関	法により任意に設置	-	文化財保護法（第190条）	1960/4/1		文化財の保存及び活用に関する重要事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	11	7（特別委員は定数なし）	11	11	0	0	0	0	0	0	11	0	0	文化財保護審議会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	-	あり（報酬）	10,000円	5	0	-	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	一部委員が半分程度の会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	撮録	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	-	無	-	不可	-	統合対象となりうる組織がないため	
10	香川公民館	茅ヶ崎市立香川公民館運営審議会	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法第29条・茅ヶ崎市立公民館条例（第16条）	1989/4/1		館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	2	2	7	7	0	7	0	0	0	0	2	5	71	社会教育法第３０条 ・茅ヶ崎市立公民館条例第１７条	委員資格に関し法令等で特別の条件が付されているため	-	あり（報酬）	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	全文起こし	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	-	無	-	不可	-	地域の学習拠点である公民館の運営に係る審議を行うため。 （個別公民館に設置が必要である）	
11	小和田公民館	茅ヶ崎市立小和田公民館運営審議会	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法29条・茅ヶ崎市立公民館条例（第16条）	1980/4/1		館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	2	2	7	7	0	7	0	0	0	0	1	6	86	社会教育法３０条・茅ヶ崎市立公民館条例第１７条	委員資格に関し法令等で特別の条件が付されているため	-	あり（報酬）	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	撮録	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	-	無	-	不可	-	地域の学習拠点である小和田公民館の運営に係る審議会のため	
12	松林公民館	茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法第29条・茅ヶ崎市立公民館条例（第16条）	1983/4/1		館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	2	2	7	7	0	7	0	0	0	0	5	2	29	社会教育法第３０条 ・茅ヶ崎市立公民館条例第１７条	委員資格に関し法令等で特別の条件が付されているため	-	あり（報酬）	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	全文起こし	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	-	無	-	不可	-	地域の学習拠点である公民館の運営に係る審議会のため	
13	鶴嶺公民館	茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法第29条・茅ヶ崎市立公民館条例（第16条）	1980/4/1		館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	2	2	7	7	0	7	0	0	0	0	6	1	14	社会教育法第３０条・茅ヶ崎市立公民館条例第１７条	委員資格に関し法令等で特別の条件が付されているため	-	あり（報酬）	10,000円	2	0	-	約半分の資料を事前に送付し、約半分の資料を当日配布	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	撮録	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	-	無	-	不可	-	地域の学習拠点である公民館の運営に係る審議会のため	
14	南湖公民館	茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法第29条・茅ヶ崎市立公民館条例（第16条）	1985/4/1		館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	2	2	7	7	0	7	0	0	0	0	4	3	43	社会教育法第３０条・茅ヶ崎市立公民館条例第１７条	委員資格に関し法令等で特別の条件が付されているため	-	あり（報酬）	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	撮録	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	-	無	-	不可	-	地域の学習拠点である公民館の運営に係る審議会のため	
15	青少年課	茅ヶ崎市青少年問題協議会	附属機関	法により任意に設置	-	地方青少年問題協議会法（第1条）	1959/4/1		青少年の指導、育成等に関する総合的な施策の樹立に必要な重要事項を調査審議すること。青少年の指導、育成等に関する総合的な施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。上記の事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。	2	9	25	21	0	8	0	0	2	4	7	13	8	38	青少年問題協議会規則第３条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要で他に適任者が得られないため	あり（報酬）	10,000円	1	0	-	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	撮録	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	-	無	-	不可	-	青少年対策について検討するに当たり、意見聴取できる場として活用されており、他に代替する場がないため	
16	図書館	茅ヶ崎市立図書館協議会	附属機関	法により任意に設置	-	図書館法（第14条）	1955/8/26		図書館法第１４条第２項の規定に基づき、茅ヶ崎市立図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	2	3	5	5	1	3	1	0	0	0	1	4	80	茅ヶ崎市図書館条例第１６条	-	-	あり（報酬）	10,000円	3	0	-	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	撮録	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	-	無	-	不可	-	当該審議会と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複する審議会が他にないため。	

| | | |

| | | |

| | | |

73	行政改革推進課	茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会	附属機関	市で任意に設置	－	茅ヶ崎市附属機関設置条例	2016/7/1		指定管理者の候補者の選定、指定管理者の行った管理に係る評価、指定管理者の指定の取消し又は管理の要綱の停止その他市長又は教育委員会が必要と認める事項につき市長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議する。	2	4	5	5	5	0	0	0	0	0	0	4	1	20	茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則	－		あり（報酬）	10,000円	4	3	法人その他の団体に関する情報にあたり、会議を公開することにより競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報のため。	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	一部委員が半分程度の会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	－	－	全文起こし	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	－	無	－	不可	－	所掌事項が他審議会等に類似または重なっているため	
74	市民自治推進課	茅ヶ崎市市民活動推進委員会	附属機関	市で任意に設置	－	市附属機関設置条例	2005/4/1		市民活動の推進に関する制度の改善、財政的支援に関する事項その他の重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	2	3	10	10	3	5	2	0	0	0	0	0	7	3	30	茅ヶ崎市市民活動推進委員会規則	－	－	あり（報酬）	10,000円	8	3	自治基本条例第14条第3号及び情報公開条例第5条第2号に基づき非公開	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	一部委員がほとんどの会議を欠席	附属機関として意見集約している	47	定数を設けていない	－	－	全文起こし	正規職員が作成	２日以内に公表	半年以内に公表	AIが作成した会議録の内容確認に時間を要するため。	無	－	不可	－	同一案件の審議等を行っている審議会がないだけでなく、協働に関する制度及び市民活動推進補助金に関する専門的な内容の審議を行っており、市民活動の推進に向けて、必要な組織であるため。	
75	市民自治推進課	茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会	附属機関	市で任意に設置	－	市附属機関設置条例	2016/5/19		(1) 認定コミュニティ（茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第43号）第4条第1項に規定する認定コミュニティをいう。）による公益を増進するための活動及びこれに対する支援に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。 (2) 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第1項の認定及び同条例第7条の規定による認定の取消しにつき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	2	3	6	6	2	2	0	0	0	0	4	2	33	茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則	－	－	あり（報酬）	10,000円	3	0	－	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	3	定数を設けていない	－	－	全文起こし	正規職員が作成	２日以内に公表	半年以内に公表	AI会議録の内容確認に時間を要するため	無	－	不可	－	条例にもとづいた認定コミュニティ（いちちから協議会）の認定・取消、活動状況の調査・審議に関する同一の審議会がなく、地域活動の推進に資する専門的な審議を行っているため。また、今後、市の財源不足による事業や政策が縮小する中で、地域の自主的な活動の推進はますます必要になっているため。	特になし
76	職員課	茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会	附属機関	市で任意に設置	－	附属機関設置条例	1965/4/1		議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	4	10	10	1	7	2	0	0	0	0	8	2	20	特別職員報酬等審議会規則第3条	－	－	あり（報酬）	10,000円	2	0	－	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	－	－	全文起こし	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	－	無	－	不可	－	他に代替する審議会が無く、かつ組織として必要性が高いため	審議委員を公募しているが、集まりにくい現状がある。
77	職員課	茅ヶ崎市公務災害補償等認定委員会	附属機関	市で任意に設置	－	附属機関設置条例	1967/12/25		茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、実施機関が行う公務上の災害及び通勤による災害の認定に対する意見を答申する。	3	5	5	5	5	0	0	0	0	0	5	0	0	公務災害補償等認定委員会規則第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	－	あり（報酬）	10,000円	2	2	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	一部委員が半分程度の会議に出席	附属機関として意見集約している	－	－	－	全文起こし	正規職員が作成	２日以内に公表	公表していない	－	無	－	不可	－	類似又は重複する審議会等が無いため。	
78	職員課	茅ヶ崎市公務災害補償等審査会	附属機関	市で任意に設置	－	附属機関設置条例	1967/12/25		茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、実施機関が行う補償の実施に対する不服を審査し、裁定する。	3	1	3	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	公務災害補償等審査会規則第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	－	あり（報酬）	10,000円	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	無	－	不可	－	類似又は重複する審議会等が無いため	
79	行政総務課	茅ヶ崎市行政不服審査会	附属機関	法により必置	－	行政不服審査法（第81条）	2016/4/1		審査庁からの諮問に対し、主に審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性をチェックし、その結果を審査庁に答申する。	2	4	3	3	3	0	0	0	0	0	2	1	33	茅ヶ崎市行政不服審査条例第7条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	－	あり（報酬）	10,000円	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	無	－	不可	－	茅ヶ崎市行政不服審査条例第７条により位置づけられているため。	
81	行政総務課	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会	附属機関	その他	法により必置及び市で任意に設置	個人情報の保護に関する法律（第105条） 市情報公開・個人情報保護審査会条例（第3条）	2001/7/1		茅ヶ崎市情報公開条例、個人情報の保護に関する法律、茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例及び茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、実施機関が行った行政文書の公開、個人情報の開示等及び特定歴史公文書等の利用の決定に対する審査請求若しくは指定管理者等からの助言の求めについて、実施機関からの諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	2	4	5	5	5	0	0	0	0	0	5	0	0	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	－	あり（報酬）	10,000円	3	3	個人が提起した審査請求に対して個別に審査を行うため	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	－	定数を設けていない	－	－	全文起こし	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	－	無	－	不可	－	情報公開決定等、個人情報の開示決定等及び特定歴史公文書等の利用決定等又は情報公開請求、個人情報訂正請求及び特定歴史公文書等利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときの審査機関として、中立性と高い専門性が求められるため。	
82	資産経営課	茅ヶ崎市不動産評価委員会	附属機関	市で任意に設置	－	市附属機関設置条例	1949/12/27		茅ヶ崎市の財産のうち不動産を処分する場合における当該価格につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	2	2	6	6	4	0	0	0	2	0	0	5	1	17	不動産評価委員会規則第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	法令等で定められているため	あり（報酬）	10,000円	3	3	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号及び第2号による	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	－	－	－	－	全文起こし	正規職員が作成	１週間以内に公表	公表していない	－	無	－	不可	－	不動産鑑定士等専門的な委員を選出しているため	
83	産業観光課	茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会	附属機関	市で任意に設置	－	市附属機関設置条例	2022/7/1	2023/10/1	道の駅の整備及び運営を行う事業者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	1	1	7	7	5	2	0	0	0	0	5	2	29	茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	－	あり（報酬）	10,000円	5	5	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号のため	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	1	定数を設けている	10名	会場のスペース上定員を設けた。	施錠	正規職員が作成	その他	公表していない	－	有	茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会	不可	－	道の駅整備に限定した委員会のため	
84	行政総務課	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会	附属機関	市で任意に設置	－	市附属機関設置条例	2001/7/1		情報の公開に関する制度の改善及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するとともに、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により実施機関の求めに応じて意見を述べること。	2	5	7	7	5	0	2	0	0	0	5	2	29	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会規則第3条	－	－	あり（報酬）	10,000円	5	2	一部の議題において茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号・第4号に定められた非公開情報を取り扱ったため	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	一部委員がほとんどの会議を欠席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	－	－	施錠	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	－	無	－	不可	－	情報の公開に関する制度の改善及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するとともに、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により実施機関の求めに応じて意見を述べる役割を担うので、高い専門性が求められるため。	
85	博物館	博物館協議会	附属機関	法により任意に設置	－	博物館条例第16条	2022/7/30		博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。	2	1	10人以内	10	6	3	1	0	0	0	0	7	3	30	博物館の運営に関して学識を有する者 博物館の運営に関係する団体に属する者 公募の市民	－	－	あり（報酬）	10,000円	2	0	－	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	一部委員が半分程度の会議に出席	意見聴取の場、情報交換の場となっている	0	定数を設けていない	－	－	施錠	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	－	無	－	不可	－	整理統合するような類似の付属機関はない。	
86	農業水産課	茅ヶ崎市農業委員会委員選考委員会	附属機関	市で任意に設置	－	市附属機関設置条例	2017/3/28		茅ヶ崎市農業委員会の委員の候補者の選考に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するもの。	3	1	5	5	5						3	2	40	農業に関する優れた識見を有する者	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	－	あり（報酬）	10,000円	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	無	－	不可	－	農業に関する優れた識見を有する学識経験者を擁する組織で整理統合するような類似の付属機関はない。	
87	地域福祉課	茅ヶ崎市災害弔慰金等支給審査会	附属機関	法により任意に設置	－	災害弔慰金の支給等に関する法律（第18条）	2022/4/1		災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること	2	1	5	5	5	0	0	0	0	0	3	2	40	茅ヶ崎市災害弔慰金等支給審査会規則	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	－	あり（報酬）	10,000円	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	無	－	不可	－	同一案件の他の審議会等が無いため	支給対象になりうる自然災害後、審査対象となる事案が発生した際に開催される審査会であるため、定期的な審議会開催はしていない（設置以来、開催実績なし）
88	地域福祉課	茅ヶ崎市成年後見制度利用促進委員会	類する機関	その他	国の成年後見制度利用促進基本計画により、任意で設置		2023/4/17		ア）認知症、知的障害その他精神上の障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者の権利の擁護及び、特に成年後見制度の普及啓発に関すること。 イ）成年後見制度を利用しまたは利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制整備に関すること。 ウ）困難事例の問題点の整理及び支援の方向性に関すること。 エ）後見人等候補者の調整に関すること。 オ）市民後見人の養成や活動に関すること。 カ）法の第2条第1項に規定する成年後見人等の支援に関すること。 キ）前各号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関わること。	1	1		10	6	4	0	0	0	0	0	7	3	30	茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議設置要綱	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	－	あり（報償）	8,000円	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	無	－	不可	－	専門性が高く、同一案件の他の審議会等がないため	
89	病院経営企画課	茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会	附属機関	市で任意に設置	－	附属機関設置条例	2021/1/1		経営形態その他の茅ヶ崎市立病院の在り方に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	－	－	－	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会規則第3条	－	－	あり（報酬）	10,000円	5	0	－	一定の資料を会議開催の１週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	34	定数を設けていない	－	－	全文起こし	正規職員が作成	２日以内に公表	４５日以内に公表	－	－	－	－	－	－	この附属機関は、所期の目的を達成したため2022年3月29日に廃止されている。